



## 区議会有志15名で、吉住区長に「基準」見直しの撤回を申し入れ

新宿区議会の超党派有志15名は、7月17日、吉住健一新宿区長に対して、公園の使用基準見直しを撤回すること、少なくとも8月1日の実施を見送るよう申し入れました。  
※申し入れた会派は、日本共産党新宿区議団、立憲民主党・無所属クラブ、社民党新宿区議団、スタートアップ新宿、新宿区民の会の1名

今回の見直しは、6月12、13日の区議会本会議における自民党・無所属クラブと区議会公明党の代表質問に対し区長が検討を表明、6月20日に決定、6月27日に区議会に事後報告、8月1日実施という異常なスピードですすめられました。そもそも「デモの出発地として使用できる公園の基準」を、区議会に諮る必要のない部長決定事項にしてい

新宿区は今回の見直しの理由を、「公園周辺町会・商店会から、デモが多く騒音などで迷惑しているのでデモを制限してほしい旨の要望を受けている」としています。しかし、日本共産党区議団が当該地域の区民から聞き取りをしたところ、多くの方はヘイトスピーチデモをやめさせてほしいと望んでいます。

ヘイトスピーチは、「〇〇人を殺せ!」などと特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であり、「表現の自由」とはいりません。2016年にいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、一時減っていたヘイトスピーチデモが昨年度は

環境に配慮して、これまでの「住宅街」に環境に配慮して、これまでの「住宅街」に学校、教育施設及び商店街」に近接して園だけになり、柏木公園、花園西公園、西戸山公園は8月1日から使えなくなります。

## 拙速な基準見直しは撤回し、地域の安寧と「表現の自由」両立の対策を

6月20日、新宿区は、デモの出発地として使用できる公園をこれまでの4か所から1か所にすることを決定し、6月27日、区議会環境建設委員会に報告しました。

## 憲法21条「表現の自由」に抵触しかねない大問題

区の説明によれば、デモ件数が昨年度増加し、公園周辺の町会や商店会等からデモ制限の要望が寄せられており、これまでの基準を見直したこと。新基準は、周辺環境に配慮して、これまでの「住宅街」にいないことを加えました。その結果、デモ集合場所として使用できるのは新宿中央公園だけになり、柏木公園、花園西公園、西戸山公園は8月1日から使えなくなります。

## ヘイトスピーチの規制こそ区民の願い

新宿区は今回の見直しを一旦撤回し、公園周辺地域の方々の安寧と「表現の自由」が両立するよう改善策を講じるべきです。それぞの公園の実情を踏まえ、周辺住民やデモ主催者等、広く区民の意見を聞きながら検討すべきです。そして今後必要な見直しについては、指定公園のデモ実施状況や苦情の件数・内容等、関連するデータ及び資料をすべて公開し、区議会に諮るべきです。

## 公園使用基準見直しではなく、実効性あるヘイトスピーチ対策を

新宿区が緊急に取り組むべきは、ヘイトスピーチ解消法に基づき、実効性のある対策を講じることです。

なんが変だよ  
吉住区政

# ヘイトスピーチ防止対策を急げ

雨宮たけひこ

左門町13仙丈ビル501  
電話 090-1544-5088

沢田あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101  
電話 090-3088-9591

川村のりあき

西落合1-32-18  
電話 070-6510-8893

佐藤佳一

北新宿1-6-16-602  
電話 090-2641-8431

近藤なつ子

戸山1-16-16-310  
電話 090-4849-3227

田中のりひで

上落合1-1-15落合パークアミリア302  
電話 080-5483-5516

各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



あざみ 民栄

市谷砂土原町3-18  
電話 090-1802-4520



あべ 早苗

新宿7-16-13  
電話 090-4015-8151



雨宮たけひこ

左門町13仙丈ビル501

電話 090-1544-5088



川村のりあき

西落合1-32-18

電話 070-6510-8893



沢田あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101  
電話 090-3088-9591



近藤なつ子

戸山1-16-16-310

電話 090-4849-3227



田中のりひで

上落合1-1-15落合パークアミリア302  
電話 080-5483-5516



## 「旅館業法改正」で何がどう変わる?

○規制厳格化	●規制緩和
無許可営業に対して区の立入検査等が可能になった。	最低客室数の基準がなくなり、1室からでも営業可能に。
罰金上限3万円から100万円に引上げ。	玄関帳場(フロント)がなくても、本人確認できるビデオカメラで代替可能に。

### 「民泊新法」と 改正旅館業法施行について



abe早苗  
議員

住宅宿泊事業法(民泊新法)と新宿区民泊条例が6月15日から施行されました。同日から改正旅館業法・同法施行令と区の条例も施行されました。(左の表参照)

民泊の届出件数が区の想定2000件に対しても少なすぎるが、原因は何か。また、今後の見通しはどうか。

届出が少ないのはマンションの多くが民泊禁止を決めたからと考える。6月15日以降は民泊だけでなく改正旅館業法に基づく申請も可能となるため、見通しをたてることが困難。

### 介護保険について

問 区が整備を進めているユニット型個室の特別養護老人ホームは費用が高い。低所得者でも利用できる多床室を整備すべき。  
答 国の方針に基づきユニット型個室を整備してきた。区経由で申し込む大半は多

問 ①高田馬場3丁目の郵政宿舎跡地を活用できないか。②旧都立市ヶ谷商業高校校舎を急ぎ改装し、保育園と学童クラブに活用してはどうか。

答 ①土地所有者と日本郵政(株)間の賃貸借契約が継続していく保育所用途の活用はできない。②旧市ヶ谷商業高校は、一中立替等を具体的な候補案として詳細検討中のため、保育所への活用は考えていない。

### 保育園待機児童対策と 学童クラブについて

吉住区長は、本年4月までに待機児童ゼロを目指すと語っていましたが、達成できませんでした。区は今年度も相変わらず「賃貸物件活用」で認可園を整備する方針ですが、昨年度はこの方針で整備目標に届きませんでした。豊島区はあの手この手で保育園を整備し、昨年も今年も待機児童がゼロでした。

日本共産党区議団は具体的な場所も示して提案しました。

問 国の民泊制度コールセンターが土日夜間も相談を受け付け、区は衛生課に専用電話を設置して対応している。法が施行されれば業務が平準化して現在の人員で対応可能。

答 届出のない「違法民泊」は、住環境悪化や事件・事故が心配。区民が相談やすいよう「違法民泊110番」などの相談窓口を設置し、対応する職員体制も拡充せよ。

問 入って激減した。実態にそぐわない制度であり、やめるべき。

答 生活実態は充分把握している。今後も利用者に十分説明して使用する。

### 新宿駅のバリアフリー化について

区の「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編～」計画説明会が行われましたが、これは将来新宿駅に隣接するビル建替の際、200m級の超高層もあつた。区は今年度も相変わらず「賃貸物件活用」で認可園を整備する方針ですが、昨年度はこの方針で整備目標に届きませんでした。豊島区はあの手この手で保育園を整備した。日本共産党区議団は具体的な場所も示して提案しました。

問 基本チェックリスト活用者が2年目に入った。実態にそぐわない制度であり、やめるべき。

答 生活実態は充分把握している。今後も利用者に十分説明して使用する。

床室希望で、個室は3割程度。現在計画中の特養はユニット型個室で公募する。

※他に、「教員の働き方の改善について」も質問しました。

### 区立学校で男女で分けない混合名簿に!



沢田あゆみ  
議員

問 10代20代の望まぬ妊娠等の相談が多い実態に合わせ学校で早い時期から性教育すること、LGBT・SOGI(※注)についても教えること、LGBT・SOGI等で悩む子にとって苦痛となる男女別名簿をやめ混合名簿にすることを質問します。

問 今も区の保健師が授業に出向いたりしているが、関係機関で協議の

問 国交省が「落下物対策の強化策」(報告書)と「落下物対策総合パッケージ」を発表したが、外国航空会社にこれを守らせる法的な枠組みがない。実効性は確保できると考えるか。

答 これから国の取り組みについて

羽田空港の新飛行ルート供用まで1年半となり、再度この問題で質問しました。

### 羽田空港の新飛行ルートと 「哲学堂公園再生整備基本計画」について



川村のりあき  
議員

問 落下物対策ができる地元理解も得られない以上、区として新ルート案について中止を求めるべき。

答 安全対策・騒音対策の徹底、丁寧な説明や正確な情報提供について国に強く要望する。

注視してい。



\*LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーなどの性的マイノリティのこと。SOGIとは、性的指向(どんな性別の人を好きになるか)・性自認(自分をどんな性だと認識しているか)のこと。